

総務部長説明要旨

総務部長の山本でございます。
よろしくお願いいたします。

まずはじめに、職員の懲戒処分について、御報告いたします。

去る令和 8 年 4 月 17 日夜、果樹試験場うめ研究所職員は、仕事関係の懇親会においてビールを飲み、帰宅するため電車に乗って、自宅最寄り駅に到着した後、午後 10 時 50 分頃に酒気を帯びた状態で自転車を運転したところ、警察官に呼び止められ、その後行われたアルコール呼気検査において規定値を超えるアルコール分が検出されたことから、酒気帯び運転罪で検挙され、罰金 10 万円の刑に処されたため、令和 8 年 7 月 17 日付けで、停職 1 か月の処分としました。

このような不祥事の発生は、行政全体への信頼を大きく揺るがせるものであり、職員の綱紀の厳正保持について、主管課長会議や研修、文書通達など、あらゆる機会を通じて指導するとともに、再発防止策を講じてまいります。

それでは、総務部の議案の概要を御説明させていただきます。
はじめに補正予算案につきましては、議案書の 1 ページを御覧願います。

議案第 105 号「令和 8 年度和歌山県一般会計補正予算」は、公共事業に係る国庫支出金の額の決定に伴う幹線道路網の整備等に

要する経費や、国庫補助事業の採択に伴う県立高等学校における教育内容の改革及び環境整備に要する経費のほか、本年６月に発生した台風６号の被害を踏まえ、河川の災害対策工事や緊急浚渫に要する経費等として、総額１２６億７，８８２万６千円の増額補正並びに繰越明許費の設定、債務負担行為及び地方債の補正を行うものでございます。

なお、歳入に関する説明につきましては、後ほど財政課長から御説明させていただきます。

次に、条例案件であります、議案書の１０ページを御覧願います。

議案第１０６号「知事及び副知事の給与その他の給付条例の一部を改正する条例」は、和歌山県特別職報酬等審議会答申を受け、知事及び副知事の給料について、その月額の改定を行うものでございます。

議案書の１１ページ、議案第１０７号「議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」は、和歌山県特別職報酬等審議会答申を受け、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬について、その月額の改定を行うものでございます。

議案書の１２ページ、議案第１０８号「委員会の委員等の給与等に関する条例の一部を改正する条例」は、知事及び副知事の給料並びに議会の議員の議員報酬の改定を踏まえ、常勤の監査委員の給料について、その月額の改定を行うものでございます。

議案書の１４ページ、議案第１１０号「和歌山県税条例の一部を改正する条例」は、新規登録の申請があった自動車に係る自動車税の徴収の方法について、証紙代金収納計器の表示を受けることに

よる方法を用いないこととするとともに、地方税法の一部改正に伴い、特定暗号資産に係る譲渡所得等に係る県民税の課税の特例を設けるほか、所要の改正を行うものでございます。

次に、知事専決処分報告でございます。

知事専決処分報告 1 ページを御覧願います。

報第 4 号「令和 8 年度和歌山県一般会計補正予算」は、和歌山県議会議員和歌山市選挙区補欠選挙の執行に要する経費として、総額 1 億 5, 6 2 0 万 5 千円の増額補正を行うことについて、急を要したため、地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定による専決処分を行ったものであり、その承認をお願いするものであります。

次に、報告事項でございます。

令和 7 年度決算に基づく「健全化判断比率及び資金不足比率報告書」を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 2 条第 1 項の規定により提出しております。

詳細につきましては、後ほど財政課長からご説明させていただきます。

次に、地方自治法第 1 5 0 条第 6 項の規定により、財務に関する事務等の適正執行のために必要な内部統制の体制整備や運用について評価を行い、「内部統制評価報告書」を提出しております。

令和 7 年度の評価結果については、重大な不備とすべき事項はなかったため、内部統制が有効に運用されていると判断しました。

私からは、以上でございます。

よろしく御審議の程お願い申し上げます。

令和 8 年 9 月 定例会 総務委員会

補正予算歳入説明（財政課）

財政課長の小林でございます。よろしくお願いいたします。

令和 8 年度一般会計 9 月補正予算案の歳入について、ご説明申し上げます。

「補正予算説明書」の 1 ページをご覧ください。

歳入全体の補正額の合計は、1 2 6 億 7, 8 8 2 万 6 千円となっております。

補正を行う項目につきましては、^{にゅう}入 1 ページの**地方交付税**で、今年度の地方交付税交付額が確定し、当初予算額よりも多く交付されることから、その一部を当該補正予算における一般財源として計上するため、4 億 5, 2 9 4 万 8 千円を増額しております。

次に、入 2 ページの**分担金及び負担金**で、令和 8 年 6 月の台風第 6 号等により発生した被害に対する災害緊急がけ崩れ対策事業の施行に伴う市町村負担金として、2 0 0 万円を増額しております。

次に、入 3 ページからの**国庫支出金**につきましては、農林水産業費並びに土木費の国庫補助事業の補正及び「N-E. X. T^{ねくすと}ハイスクール構想」の選定等に伴うものとして、合計で 9 0 億 5 8 2 万 6 千円を増額しております。

次に、入 7 ページの**繰入金**につきましては、高等学校等教育改革促進基金からの繰入金として、8 億 1, 7 7 5 万 2 千円を増額しております。

次に、入 8 ページの**諸収入**につきましては、訴訟の和解に伴う保険金として、3 5 0 万円を増額しております。

次に、入 9 ページの**県債**につきましては、
投資的経費の財源として、23 億 9,680 万円を増額しております。

次に、令和 7 年度決算に基づく本県の健全化判断比率等について、
ご説明申し上げます。

「令和 7 年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書」をご覧ください。

まず、「**実質赤字比率**」でございますが、一般会計及び公営事業会計を除く特別会計における実質収支額は黒字となっており、赤字は発生していません。

次に、公営事業会計を含む全会計を対象とした「**連結実質赤字比率**」でございますが、実質収支額及び資金不足・剰余額の合計額は黒字となっており、赤字は発生していません。

次に、「**実質公債費比率**」でございますが、これは、一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率でございます。

当該比率は 12.9%となっており、早期健全化基準の 25%には達していません。

次に、「**将来負担比率**」でございますが、これは、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率でございます。

当該比率は 196.5%となっており、早期健全化基準の 400%には達していません。

最後に、「**資金不足比率**」でございますが、これは、各公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率でございます。

本県には、公営企業として「県立こころの医療センター事業会計」など 5 つの会計がございますが、いずれも資金不足は生じておりません。

このように、令和 7 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、いずれも早期健全化基準及び経営健全化基準を下回っております。

引き続き、各指標に注視しつつ、今後とも、健全な財政運営に努め

てまいりたいと考えております。

私の説明は以上でございます。

ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。